

## バルチック海沿岸における漁民の『木印』<sup>きじゆし</sup>について

西村朝日 太郎

### 一 序説

見るものの世界から見られるものの世界に移ることは、エティック *etic* の世界から、エミニック *emic* 的世界に移ることである。学史的にいうならば、見る側の西欧文化の立場より、見られる側の『他の文化』の立場に移ることであるといえよう。元来、今日の社会科学は西欧の民族誌的徴表であり、エティック的なものは西欧的世界のエミニック的なものであるからである。

爰にいうエティックとは具体的に言えば見るものとがりあげる、時間、空間、度量衡、行為者の類型、現存人口、身体の運動及び環界の作用に関する記述<sup>(1)</sup>であり、特定の民族集団に対する族外者の観察であるといえよう。

一方、叙上の諸事項を民族集団の内部から観察し、独自の意味付、解釈を施した場合、これをエミックと呼ぶ。かかる意味に於いて《*Sinnbezogenheit*》はエミック、エティック<sup>(2)</sup>両概念の差異に対応する本質契機である。

さて自然と文化の両概念に対応するものがエティック的なコスモスとエミック的なミクロコスモスとである。この二つの宇宙を *interchannel* するものが価値概念としての創造的労働であり、生物学的概念としての体外適応 *extrasomatic adaptation* である。かかる創造的労働を通してコスモスにおける *leben* は、生理・心理・理念的なもの<sup>(3)</sup>と融合することによって新しい対象性 *Gegenständlichkeit* である *ovvia* を形成する。こうして創造者と財との間には人格関係が形成され、かかる人格関係

に法哲学的には潜在的所有権の Begründung を見出すことが出来る。象徴を媒体としてこの潜在的所有権を顕在的に表示するものが、所有権の標識である。私がここに潜在的所有権といったのは、少くとも原初文化 Urkulturen においては、本源的に人間的自我である一切のもの、理論的にも実践的にも、かれらが個人的に加工、発明したものの所有権者であり、いかなる部族においても生活する人間の人格の数は所有権者の数と合致するからである。<sup>(3)</sup>

所有権の客体は内的財産と外的財産とに区別できようが、内的な財産はアンダマン島人のような最原始社会においてさえ認知されている無体財産 incorporeal property、具体的に言おうなら歌謡、呪文 Zauberformel 等々の著作権の如きである。<sup>(4)</sup> 更に、社会秩序、教育、宗教的呪術的表象も、所有権の内的、精神的客体内実を形成するであろう。

ところで、所有権の外的な最も具体的な客体はさきにも記したように物質を媒体として人間のイデーを具現する人間の創造的労働の物質的沈澱物 materielle Niederschläge である。<sup>(5)</sup> これらのこわゆる物質文化財の範疇に

は弓箭、箆、槍等々の武器や、背負籠、吊網、肩掛袋、掘棒、小刀、薪炭等の器物、及び服飾品等が属するであろう。これらの物質文化財の中で、個人的な労働の給付に依って創造されたものの上には個人所有権 Individualigentum が設定される。ニッポルト Nippoldt, W. が最も厳密な意味における原始民族、の私有財産として、小刀、槍、鏃、土器、裝飾品等々、男女が交易によって取得した物品をも挙げてゐるのは、かれらが肉、皮、果実、蜂蜜等々、自己の労働を通して取得した事物をその対価として支払うからである。<sup>(6)</sup>

次に個人所有権設定の根拠をなすものは、武器、器物、或は、狩猟・採集と同等の意義を有する蜂の巣、果樹其他何らかの種類の原野の食料等の『発見』《Finden》である。<sup>(7)</sup> 『発見』を労働の給付と同一視する理由は、狩猟・採集段階の奪略経済形態からも理解できるとニッポルトは言う。従って発見者は発見された事物の上に完全な所有権を設定できることが十二分に証明されている。

多くの原始民族は労働の給付や発見に依って取得した物件の上における所有権を所有権の標識 Eigentumsmarken によって表示する。ツァストロフ Zastrow, B. や

フェッダア VEDDER, H. は、世界における最原始民族の一つに数えられているプッシュメンさえもかれらの私有財産に所有権の標識を付していたというが、これらの標識については、遺憾ながら詳細な記録が遺されていない。

最近におけるクン族 The Kung (プッシュメン) の研究報告に依ると、採集物や贈与品、人工品の上には個人的所有権が設定されているが、どの人工品にも製作者や使用者の特徴が遺されるから記憶力のよいかれらはこれらの手掛かりによって持主を知るといふ<sup>(9)</sup>。いうならば人為的標識ではなく、自然的に形成された標識である。これが恐らく所有権標識の原初形態の一つであろう。

一方、発見物の場合は、発見者が当該物件の上に個人所有権の標識を附したときに、始めて私所有権を設定できる<sup>(10)</sup>。私はかつて、未開民族の所有権について論じたことがあるので、ここではこれ以上、所有権そのものについては立入らぬことにする。

私が本論で求心的に採り上げようとする課題は、所有権そのものではなく、所有権の標識である。最古の所有権の標識は、先史学者、ヴァイナート WENERT, HANS によれば、後期旧石器時代に遡るのではなからうかという。

それであれば角や骨の表面に見られる刻み目や線条の説明が難かしいという<sup>(11)</sup>。最近、マーシャック MARSHACK, A. は氷河時代の狩猟採集民族の骨角製品を詳細に顕微鏡に依って観察し、それらの表面に刻みつけられた陰刻が単なる装飾ではなく、太陰曆と相関のあることを発見した<sup>(12)</sup>。こうなると今迄単に装飾に過ぎぬと考えられていた刻み目の中にも所有権の標識であったものが発見される時が来るかもしれない。

しかし、シュミットなどは小共同体を形成していた最古の人間の集団においては、所有権の標識は必要としなかったであろう、しかし、共同体の成員の増加するにつれて所有者は自己の所有物を他の成員の所有物と区別することが必要になったであろうという。かれによると、所有標識は言語の代用物で、ラップ族 die Lappen の間では、馴鹿の耳に刻み込む所有の標識を実際に『言葉』と呼び、名詞に相当する記号と不変詞に相当する記号が印されているという<sup>(13)</sup>。然しながら、陸上と異って人間の生産労働の場が海上である場合には、漁具の流失に備え予め所有者を明らかにしておく<sup>(14)</sup>と、所有権の標識によって拾得物を所有者に返還することができるから、アバ

などに刻目をつける必要があったであろう。

陸上においても山林中で自己の集めた薪の枝に『つるかづら』をさしたり、『かや』を巻いて木に結びつけたりして所有権の標識 *Queri* としている例は、沖繩の黒島などでも見出されるのである。<sup>(15)</sup>

ところで文化人類学者の問題とするのは、かかる所有権の標識の呪的性格である。右に記した *Queri* の場合でも、単に所有の標識としての機能の他に、*Queri* を病人の側において邪視 *evil eye* を避ける呪的機能のあるところをみると、*Queri* にはヌミノーゼ的性格があり、所有権の標識として用いる場合、所有権を絶対化したと考えられる。これは後に述べるヘル半島出土のスラヴ人のアバにみられる奇怪な文様の場合も考えられることである。従って原初的な所有権の標識に合理的性格のみを要請しようとするヴント *Wundt, Wilhelm* や、ヴントの見解を継承して所有標識にいかなる種類の呪的思维的な反影をも否定しようとしたシュミット<sup>(17)</sup> やニッポルト<sup>(18)</sup> の見解は再検討する必要があるのではなからうか。さきにシュミットに従いラップ族の所有標識である耳印も言葉であると記したが、日本古代の慣習法にも見られるように、

『言葉』によって『宣言』することそれ自体『語呪』  
*Wortzauber* である。

## 二 浮子における所有権の標識

さて、慣習法による所有権の標識の中で、日本でもよく知られているのは、いわゆる『木印』<sup>まじりし</sup> である。山野で木材を伐採したり、薪を採取したりする場合には、それらを目的地に送り出すため時日を要するので、所有関係を明らかにする目的で、木材や薪などに、何らかの印を附して、伐採者や採集者の占有の意思を標示するようになったものと思われる。木印もかかる標識の一種であって、柳田国男によると、二種の木印があり、『村じるし』と『家じるし』に区別されるという。かれに依ると木印には大体三つの基本形があり、斧の全部を打込む長い線を『よきは』、刃の半分をあてた短い線を『きりははすし』、更に斧の尖りだけをこつんと当てたものを『そばつぽ』と呼んだといふ。<sup>(19)</sup>

一方、柳田によると、北小浦(佐渡)では家畜に対する所有権の標識を毛じるし及び耳じるしと呼ぶ。毛じるしは斑など、家畜の生物学的形質そのものであるが、耳

第1図



1972年伝統漁撈国際会議席上のクハルスカ女史(中央), 右隣は小生。前向左端ロベレスキ博士, 後向左端マリツキ博士

の意義があり、これを『しんがい』と呼んだという。シ  
ュミットもラップ族の耳印について記していることは先  
きも述べたがシュミットのいわゆる一次文化 Primärku-  
lturに属する固定大家族の集合所有の対象である馴鹿群  
の中にも個人の単独所有権の設定されている馴鹿が含ま  
れているというから、本来集合所有 Kollektiv Eigentum  
の客体であった家畜が単独所有権の客体へと移行する過  
渡段階にあったものと思われる。こうして所有権の標識  
たる耳印も一層複雑化したことであろう。

じるしは、牛が『生れ  
て三十日から五十日ま  
での間に、小牛の耳に  
しるしを切る』人工標  
識である。柳田による  
と、舟、網、道具等の  
所有権の主体は家(共  
同体)であったと思わ  
れるが、牛だけには個  
人の所有権が認められ  
ていて、耳印には特別

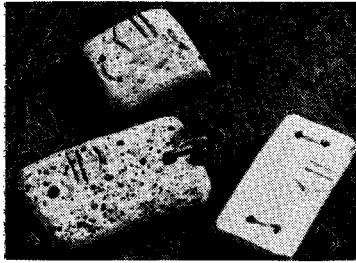
さて、陸上における生産労働が二次元的な場で、空気  
という抵抗の少ない気体の中で行われるのは異なり、海  
上における生産労働は三次元的な拡がりを持ち、特殊な  
理化学的性質を有する水と呼ぶ液体の表面及び内部で行  
われるところに特色がある。

従って漁民の生産要具である漁網などは流失する場合  
が少くない。曳網のように共同体的な生産労働に共同  
体の全成員が参加し、各自が夫々漁網の持分を寄するよ  
うな場合、自己の持分と他の持分との見境がつかなくなる  
から、自己の持分の漁網のアバ(浮子)には、夫々自己  
の所有権の標識をつける場合が少くない。

本論においては主として私がポーランドのヘル  
半島で採集した漁民の標識 merki rybaków を中心とし  
て論じたいと思う。

私は一九七二年十二月初旬にポーランドのグダンスク  
湾に五〇キロに亘って突出しているヘル半島を訪れた。  
鉛のようにどんより垂込めた寒空には無数の海鳥が乱れ  
飛んでいた。当時の案内者の一人はカシュエプ Kaszub  
地方のフィールドに豊かな経験を有つウーチ Wodzi 大学  
のクハルスカ KUCHARSKA, JADWIGA 教授(第1図)であ

第2図



ポーランド、ヘル半島、クジニーツァで採集した漁民の家印(エドムント・フジシュ家)左二枚はコルク製右一枚は合成樹脂製の浮子(筆者撮影)

った。クハルスカ女史の指摘しているように、ヘル半島のハウービー Chatury は代表的な漁村で、バルチック海に面する農漁村であるカルヴィア Karwia や、その南に位する農村ストシェルノ Strzelno に比して保守的であり、文化の性格も安定しているという<sup>(22)</sup>。

ヘル半島の中部にあるクジニーツァ Kuznica の小型鮮の燻製の味はまた格別で、私がかつて、オランダのスーパーフェニンゲン Scheveningen で味わった鮮の比ではなかった。

私がクジニーツァで入手したポーランド語でプワイヴァク Pływak と呼ぶ浮子は幅七、八糎縦十四、五糎で

上の陰刻があった(第2図)。この種の陰刻はロペレフスキ ROPLEWSKI, ANDRZEJ がかれの論文『グダンスクの沿岸漁民の標識』『Merki

rybaków morskich wybrzeża Gdańskiego』で取扱った『所有を表わす非絵画的記号』『nieobrazowy znak własnościowy』である。この種の記号については、すでにヘルヘヤスタルニヤ Jastarnia クジニーツァ Kuznica 及びハウービーの所有標識を扱ったホーマイヤー HOMAYER, K. G. やゴウエンシュホフスキ GOLBEWWSKI, H. さらにブロニツェ BRONISCH, G. がそれぞれ、十九世紀後半において研究の成果を公表している。二十世紀に入るとシニッペル SOHNIPPEL, E. がヘルの漁民の標識について広汎な研究を公にし、ゼーゲル SEEGER の論文がこれに続く。しかしながら一九二〇年代にポーランドの沿岸全体に互って漁民の所有標識を取扱った唯一で最初の論文は、一九二五年の『紋章学年報』『Rocznik Heraldyczny』誌上に発表されたナミスウオフスキ NAMISŁOWSKI, B. の『ポメラニアの漁民の標識』『Merki rybaków pomorskich』である。かれの資料は斯界の權威であると目されているゼーゲルの『ヘラ——過去と住民に関する歴史、及び漁業及び漁民の標識に関する文化史』『Seegeer: Heia, Geschichtliches über seine Vögenheit u. seine Bewohner u. Kulturhistorisches über

seine Fischerei u. seine Fischmarken)に仰ぐところが大きいといわれている。また中世初期のグダンスク漁民の標識については何れも一九五五年の『中世初期研究』《Studia Wczesnośredniowieczne》誌上にヤジシエフスキ<sup>(26)</sup> Jazdzewski, K. やツシエチンスキー<sup>(31)</sup> Kmiecinski, J. が考古学的与件に基づく研究を発表しているし、ヘル半島のクジニーツアの漁民が今日使用している標識については、さきに述べたクハルスカ女史がいくつかの論文で研究の成果を公にしている。その他シヴイェルコシ<sup>(33)</sup> Swierkosz, A. の漁民の標識に関する論文もあるが、別に目新しいものではない。

さて、ヘルの対岸、グダンスクにおいては、ヤジエフスキ<sup>(34)</sup> Jazdzewski, K. 教授とカミンスカ Kaminska, J. 博士指導のもとに、一九四八年以来、考古学的発掘が行われているが、同地において中世初期に使用されていたと考えられる漁民の標識を付した浮子はポーランドの沿岸に関する限り最古のものであると推定されている。この浮子は樹皮製のもので当然漁網<sup>35)</sup> に結びつけられたものであると考えられている。


(a) グダンスクの遺跡における最深の文化層、即ち第

一七層より第一層までは九八〇年ないし一〇九〇年に至るものであると考えられ、そこから六八九個の浮子が発掘された。中、二六個には陰刻や『削文』があり、それらの一部は所有権を示す記号 znak własnościowy 即ち、標識 merk であると考えられている<sup>(36)</sup>。

浮子の標識ないし記号には文様の簡素なものから、複雑なものまで、様々の類型の文様が見出されるが、中に奇怪な文様を有った一群の標識がある。腸のような図形、縷帯のような文様がしるされていて単なる裝飾というよりは、呪的な記号 znak magiczny ないしは信仰上の記号 znak kultowy ではないかといわれている。事実、ポーランド沿岸では十九世紀後半においても、なお呪的な記号が用いられていたというが、これについてはゼーゲルの記載がある。ロベレフスキ(第1図)などは、この不可解なモチーフをスラグ漁夫の使用していたものであるろうとみなしている<sup>(36)</sup>。しかもこれらの標識は、次に述べる十二—十三世紀に属する文化層の中では全く姿を消してしまう。

(b) 十二—十三世紀の文化層は第一ないし二〇層によって代表される。これらの文化層からは九〇六個の漁

網用の浮子が発掘され、中約四〇個には所有の標識が付してあった。文様の簡素化もこの期にみられる特色であるが、さきにも触れたクミエチンスキの指摘しているように、<sup>(37)</sup>十字形とか弓形とかの主要なモチーフが、各文化層において、而も同一の家屋敷の所在地と思われる個処に、垂直的に連続して見出されるのは、同一の家系 *rodzina* の存続を示すものではなからうかという。

(c) 十五—十七世紀の標識について言えば、ヘルの教会に保存されている標識の一個は十五世紀のもともみなされているが、十四—十五世紀の標識は未だ一個も発掘されていない。十七世紀の標識で注目すべき点は、非絵画的図形に代って、文字による標識 *merk hierowy* の現われたことである。文字による標識の始源は、恐らくドイツより到来したトルケミット・ハンス *Tolkemitt Hans* と呼ぶ穀物商上りの漁夫が  によって、自己の標識としたに始まるであろうといわれている。それ以来自己の姓名の頭文字の組合わせによる標識がみられるようになった。

(d) 十九—二十世紀におけるヘル半島漁民の標識についてはシュニツベル、ゼーゲル、ナミスウォフスキ、更

にはクハルスカなどが研究し、ナミスウォフスキは実に二八〇個の標識を記録している。しかし注目すべきことは、中一二〇個、即ち四三%はルーン文字 *runiczny* であるということである。元来、ルーン文字の成立については諸説があり、スカンデナヴィア半島からバルト海沿岸に渡来したゴート人がギリシア、ラテンの字母を修正して使用したと主張する者もあれば、『東洋的、古典的な文化的影響を蒙る前に、すでにルーン文字はゲルマン域に存在していた』<sup>(39)</sup>と主張している者もある。タキトゥスの『ゲルマニア』の中における卜占に関する叙述、『取り上げたものを予め附せられた印に従って解釈する』*sublatos secundum impressam ante notam interpretantur* の『印』*nota* は一定の意味を有つゲルマンの記号で、後にルーンの字母に採り入れられたという見解もある<sup>(40)</sup>。何れにせよ、私がさきに述べたスラヴ系の呪的記号がグダンスクあたりでは、十二—十三世紀においてすでに消滅し、それに代って標識の半ばを占めるルーン文字型の標識がみられるようになったという事実はスラヴ民族とゲルマン民族との文化的関係を示す興味ある証左ではなからうかと考えている<sup>(41)</sup>。



更にナミスウォフスキに拠ると、三二%にあたる標識が等長の二本の直線の交叉による×文字であり、二五%が普通二個の字母の結合したものであるという。

最近、クハルスカ女史は、クジニツアの漁民の標識八三個を採集、それらを (一)象徴的記号 *znaki symboliczne* (二)象徴的記号と結合した文字記号 *znaki literowe w połączeniu ze znakami symbolicznymi* (三)変形された文字記号 *znaki literowe zmodyfikowane* 及び (四)文字記号 *znaki literowe* の四種に分類した(第3図)。彼女はさらに同一家族内においても世代の交替と共に標識に若干の変化の見られる事実を指摘している。

### 三 ヘル半島における漁撈組織

叙上、私は漁網の浮子に附けられた『漁民の標識』について記してきた。かかる所有権の標識の発生の必然性とその機能とを十分説明するために、ヘル半島を中心とするポーランドの漁撈組織を記すことにしよう。ところで十九世紀及び二十世紀におけるポーランドの集合漁撈の問題を採り上げ、たとえ僅かではあるにしても、その歴史的、経済的、民族誌的 *etnograficzny* 及び地理的側

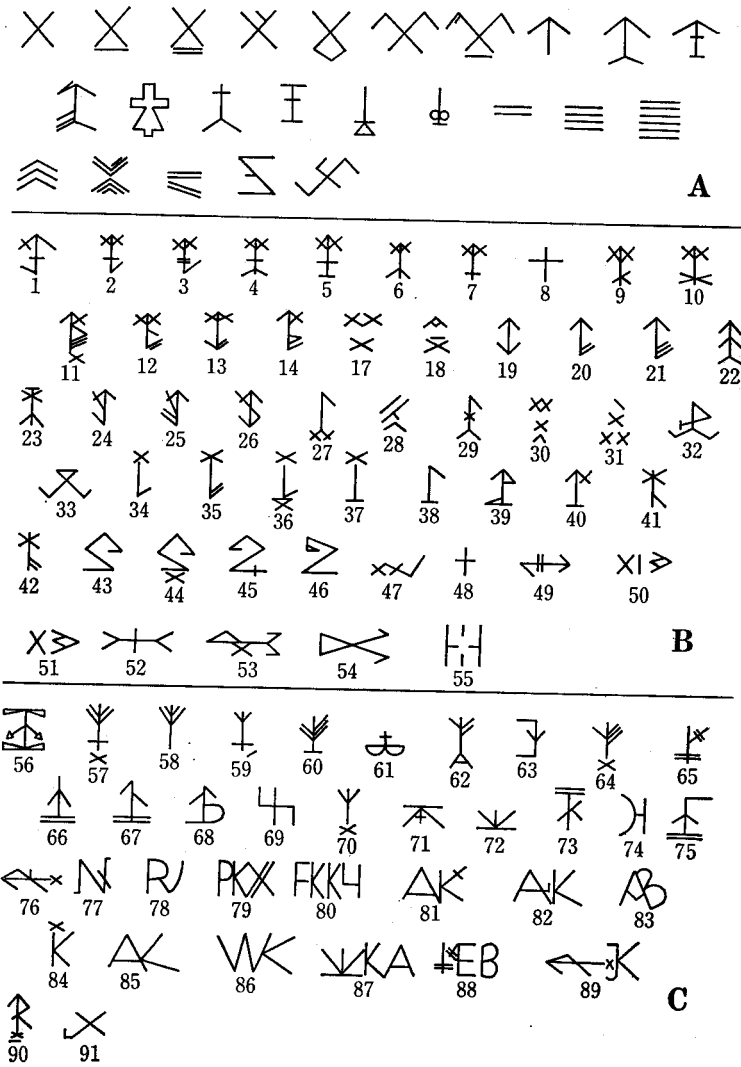
面に触れた文献といえは、何といつても、ゴウエンビェフスキ <sup>(43)</sup> *GOZENBIESKI, H.* の『漁業素描』(*Obrazki Rybackie*)を逸することはできないであろう。

ヘル半島における重要な集合漁撈は後に述べるマシヨペリア *maszoperia* である。しかしながらゴウエンビェフスキをはじめとしてドイツのローレンツ *LORENZ, F.*、ゼーゲル、ヴンシヒェ *WUNSCHÉ* 等々のマシヨペリアに関する説明には誤解されている点が少くないという。

そこでポーランドのウーチ *Lodz* 大学の民族誌学部では一九四七年から、十九世紀以降今日に至る沿岸漁業の基本的な組織原理を追求してきた。ウーチの研究活動の中核をなしていたのが、ウーチ大学教授クハルスカ女史 *KUCHARSKA, JADWIGA* である。女史は、ポーランドの海洋民俗学 *folklor morski* の先駆者であり、元トルニ *Tornu* の民俗学博物館長であったズナミエロフスカ・プリツェフ <sup>(44)</sup> *ZNAMIEROWSKA-PRÜFEROWA, MARIA* 女史の高弟であり、東独ライプツヒのマルクス・レーニン研究所のディートリッヒ・トライデ *TREIDE, DETRICH* とも緊密な連絡をとって研究を推進してきた。ウーチ大学の研究の対象域はグダンスク *Gdańsk* からウェ

(111) バルチック海沿岸における『漁民』の木印について

第3図 バルト海沿岸における家印の一部



- A 13 世紀におけるグダンスク沿岸及びヘルにおける家印
  - B 19—20 世紀の転換期における家印
  - C 1950 年ヘル半島クジニーツァに於ける家印
- (クハルスカに拠る)

バ Kaba に到る地域で、特にヘル半島、就中、ハウービーヤクジニーツアの調査には力点が置かれていたもののようにである。ク女史は一九六〇年には比較研究を目的として更に東独のペーシユ PIESCH, R. 教授の牙城、リュッゲン Rügen 島をも訪れている。

クハルスカ女史の報告書『カシニュープ地方における沿岸集合漁業の研究』『Przybrzeżne Rybołówstwo zespolowena Kaszubach』はウーチ大学の研究によってマシヨペリアの範囲を明らかにし、カシニュープ地方の集合漁撈が現在では主としてジャキ zaki と呼ぶ筈網漁や無動力船による浮刺 Dławnica 漁などを目的とするマシヨペリアの形態をとることを明らかにしている。クハルスカは更に、マシヨペリアの組織原理が農村におけるそれとは本質的に異なることを指摘している。特にウーチ大学の民族誌学部の大きな業績の一つは、漁撈組織が季節的で不安定な性格を有つという通説を斥けて、親族の紐帯、漁区 ton の共同開発及び漁船漁網等の生産要具の共有、又は共同使用に依って基礎付けられた漁撈組織は、数世代に互って存続しているという事実を明らかにした点であるところであろう。

かの女は、だが遠洋漁船の発達が沿岸漁撈に影響を及ぼし、延いては漁撈組織の基本原理そのものの変革を將來し、若干の集合作業の古典的形態を維持してきた漁撈組織の構造や機能も遂に崩壊の危機に直面していることを示唆している。<sup>(45)</sup>

さて、これより、クハルスカ其他の研究成果に基づいて、集合漁撈組織と所有権の標識との間の関係を追求することにする。

クハルスカ女史の説くところに拠ると、カシニュープ地方の集団沿岸漁業 zespolowe rybołówstwo przybrzeżne としては (1) マシヨペリア maszoperia と (2) 固定的漁船集団<sup>(46)</sup> staly zespół łodkowy を挙げる事ができるが、本論ではマシヨペリアについて論ずることにしたい。マシヨペリアはオランダ語の『社会』『商社』を意味する『natschappij』の変化したもので、バルト海沿岸のシレスウイッヒ・ホルシュタインやマズーリーの湖沼地帯一帯にひろく分布している。Schleswig-Holstein 地方では Maschopei, Matschappie, Maschopie などと呼ばれ<sup>(47)</sup>、北独中央部では Maschoppie, Maschupia, Maskopei<sup>(48)</sup>、Pommern や Rügen 島では Maschopij 更に旧東プロシ

アと西プロシアでは Maskopie や Matschappie 等と呼ばれている。<sup>(50)</sup> ドイツ系の辞典では、従ってマシヨペリアに『商社』と『共同体』の二つの意味を認めている。しかしながら、Rügen 島や Hiddensee 島の漁撈を克明に調査したペーシシュ Piesch, R. が、マシヨペリアという名称について殆んど全く触れていないのは不可解である。クハルスカに拠ると、マシヨペリアはバルト海地方のカシュープ人(西方スラヴ民族の一支族)の間で使用された言葉で、グリフィアとピアナ河沿岸のアンクラム Anklam 附近の漁民の間では、二人以上の者が共同で行う仕事をマシヨペリアと呼ぶという。

マシヨペリアの成立の基礎は血縁的な家族で、息子は終生、父親のマシヨペリアに所属する。従ってクハルスカはマシヨペリアが *gmina* と呼ぶ共同体より派生したという見解には反対<sup>(52)</sup>している。

たしかに、ティミェニツキ Tymienicki, K. も言っているようにあらゆる社会集団を形成する始源形態の一つはたしかに家族的基盤である。<sup>(53)</sup> 現にマシヨペリアの成員は通常、一〇ないし、二二人であり、マシヨペリア中における特定家族の成員数は圧倒的に多い。たとえば、

クジニーツアのマシヨペリア『シシェヴィ』 Miszewi においては、ブジシュ Budzisz 家の成員の数が圧倒的に多く、マシヨペリア『ヤダモーヴィ』 Jadamowi においては、ロッタ Rotta 家の成員が他を圧している。ヘル半島のハウービー村 Wies Chatury は十八世紀まではまだ Budzisz と呼ばれていたから、この村の建設者はブジシュ家であり、この村人たちの組織したのが、さきのマシヨペリア、シシェヴィであったのではなからうか。<sup>(54)</sup>

更にシュルツ Schultze, F. らの述べているように、カシュープ地方では、ドイツ騎士団が支配するまでは、家族組織 *ustroj rodowy* が私所有関係とともに国法 *prawo krajowe* や公法 *prawo publiczne* の基盤であったとい<sup>(55)</sup>う。またさきにも述べたように、息子は慣習法 *prawo zwyczajowe* に従って自動的に父親のマシヨペリアに所属するところを見ると、マシヨペリアは父系的な家族的運命共同体の性格を具えているように思われる。

マシヨペリアの指導者はシヘル *szypel* と呼び、『平等な者の中の長老』《*starszy wśród równych*》であると考<sup>(56)</sup>えられていた。多くの漁村においてシヘルは世襲で、家長的性格 *patriarchalny* を有し、マシヨペリアを代表

したが、他の成員と同様、マシヨペリアの一員としての義務は果たさねばならなかったという。

マシヨペリア集団の内部には一種の年齢階梯があり、成員として一株 part を有つ者をマシヨップ maszop、半株しか有たぬ者をプウパルトニク półpartnik、更に一番若年で補助的な役割を果たすに過ぎぬマンデルニク mandelnik に区別される。

叙上、私はマシヨペリアの組織と構造について簡単に説明したが、次にマシヨペリアの機能や、所有標識の問題に触れたいと思う。

マシヨペリアの成員の年齢は十八ないし二十一歳の者が多いが、全成員にとって共通、平等の義務は、生産要具の供与と労働力の給付及び収益の均分化である。

さてマシヨペリアは、曳網マシヨペリア maszoperie posługujące się sieciami ciągnionymi と、笠網マシヨペリア maszoperie posługujące się sieciami zastawnymi に区別できるが、前者は餅 szprot、鮭 losos などと、後者は鰻 węgorz を採捕するのが夫々の生産労働の目的である。

曳網マシヨペリアの使用する網は袖網 skrzydło と囊

網 rąkawa とよりなるが、マシヨペリアの各成員は編目の大きな袖網の一部と Poche と称する囊網の編目の小さい部分の一部を持寄らねばならなかった。持寄られた

各部分は上下を混ぜ合わせて使用し万一優劣の出た場合にも本人の名誉を傷つけぬように配慮がめぐらされていた。

曳網の一部は成員全体で購入するから共有であり、各成員の差出した部分は個人の所有に属する。曳網の袖網には個々の成員が持寄った部分と共同で購入した部分とがあるが、袖網の部分とはかく、裂けたり亡くなったりする懼れがあるので、自己の持寄った部分に成員は夫々自己の所有の記号 znak własnościowy、即ち標識 merk をつける。網以外の引網 szelki や笠網の金輪 pataki za kow にもコルクの標識をつける。クハルスカに拠ると、これらの標識は世襲されるから、マシヨペリアの成員の持分 part である曳網の部分にも標識をつけて、その成員の個人所有権の設定されていることを示した。しかしバルトの上における所有権は制限されたもので、自由に持去ることはできず、曳網の修繕の際などにマシヨペリア全員の同意を得て、始めて持去ることができたという。<sup>(58)</sup>

#### 四 家印

ヘル半島の漁撈文化に関してすぐれた古典的な労作を遺しているパールラ・ゼーゲル SEGER, PFARRER が、『ドイツ海洋漁業組合報告』誌上で発表した論文『ヘラ』には次のように記してあった。『冬の夜、ラムプの傍に腰を下ろして、コルクや掬網、小刀や「あかかき」

《Schöpke》に線状の陰刻を施している漁夫の姿を偲ぶことができるが、かれらは独創的な芸術家にみる満足気な微笑を浮べていた。その際注目すべきことは、これらの標識は家や家屋敷に所属するのではなく、漁夫の人格に所属するということだ』と。一方東独のリューゲン Rügen 島やヒッデンゼー Hiddensee 島の漁夫の標識については、前世紀からホーマイアア<sup>(57)</sup> HOMEYER, C. G. ハース<sup>(58)</sup> HAAS, ALFRED 或はハイルボルン<sup>(59)</sup> HEILBORN, ADOLF<sup>(60)</sup> ゼーゲブレヒト<sup>(61)</sup> SEGERECHT, FR. WILHELM<sup>(62)</sup> シュプルート<sup>(63)</sup> SPRUTH などに依って研究されてきたが、今から二十年ほど前にエッピングハウス EBINGHAUS K. は、『家印』と題する包括的な論文を発表し、さきに掲げた諸学徒の研究が全体的な説明に欠けているばかり

でなく、家印の伝承と由来に関する叙述も到底、きびしい吟味に耐えうる性質のもでないことを明らかにしている。私はエッピングハウスの所説を基礎にして、種々の漁具、副漁具に印された標識が求心的に家印に結びつくものであり、家印は家族漁撈共同体の所有関係を統合的に標示する象徴であったことを示したいと思う。

ヒッデンゼーの家印の形象の構成要素を検討してみると、日本の木印同様、木材にたやすく刻み込むことのできるような線状の印で、(a) 垂直な線が主線をなし、(b) これに水平に、或は斜めに、或は上下に向う短い線がつけ加えられている。(c) 一方、等長の二直線の交叉による X 記号も基本記号とみなすことができよう。柳田が日本の木印の構成要素として指摘した三要素『よきば』『きりはずし』『そばつぼ』はヨーロッパにおいても認められるが、北欧の家印には曲線のものがあり、二十世紀のスウェーデンの家印に至っては完全に円形をなしているものがある。いま人間の視空間 Gesichtstraum を心理学的に考察してみると自己を中心として上下左右前後の三方向に分化している。さきに述べた(a)線は体軸の解剖学的構成に、(b)は身体の平衡の保持に重要な関係がある。(c)は

手足の運動と関連がありはしまいか。これら三要素に小さな線を加えることによって、三角形、菱形、星辰、矢形などがつくられるが、古い時代では曲線を彫ることは容易ではなかったから、ノイエンドルフ Neendorf にみられる  $\uparrow$  も元来は  $\uparrow$  であったろう。家印の多くは幾何学的図形であるが、具体的な事物を示している場合もある。例えば  $\uparrow$  錨 Anker、 $\blacktriangle$  暴風標識 Sturmbak

$\uparrow$  鋤 Spädn  $\Delta$  砂時計 Sekunglas の如きである。字母を組合わせたものに、 $\text{NK}$  (二本の角を有った Z 又は N)、 $\text{HK}$  (二本の角のある H) 等々である。

ヒッデンゼー島などにおいて『家印』と呼ばれる標識がさきに述べたようにヘル半島やバルト海沿岸では『漁民の標識』merki rybackie と呼ばれるのは漁民の財産は即ち漁具漁船副漁具であったから、本来他人の動産と自己のそれが混同されるのを防ぐために附した標識である以上、沿岸の漁村の到る処に附くこの印は『漁民の標識』と名付ける方が相応しかったからであろう。

家印と関連して興味のあるのは家畜印である。ヒッデンゼーでは家畜印を dat marken と呼ぶが、この語はすでにノルマンの州法<sup>(67)</sup>に現われているという。羊は冬季は

日中、牧場に放つので家印をしるした白い布を羊の毛に縫いつけるが、夏季に山の斜面に放牧される時は灌木の中で布を剥ぎとられるから、日本のいわゆる『耳印』を用いるという。

次に家印は農具<sup>(68)</sup>、家具、器物にもつけられた。小刀の柄、磁製の皿、洗濯棒 Waschhölzer、圧搾ロール Man-schälhölzer<sup>(69)</sup>、箴<sup>(69)</sup>、フォーク等にも家印をつけて所有の標識とした。他家に食器を貸すのは慣習であったから、家印がついていると返却の際に便利であった。家屋の切妻、風見 Floegel、更に箴札 Kavein にさえ家印がついていた。『箴札は生死の境目』《Kavein scheidt Läden un Dooß》といわれているが、ヒッデンゼー島のフィッター Vitter においては、不測の労働力が必要になった場合とか、身体を汚す不愉快な労働が要求される場合などは、抽籤で仕事を割当てる。即ち、全員の箴札を帽子の中に入れ、抽籤に先立って帽子を強く揺き振っておく。箴札には凡て各自の家印が刻み込まれているから、仕事と呼上げられるごとに、漁夫は一人宛、帽子の中の箴札をとり上げる。偶々とり上げた箴札に自分の家印がついていれば、否応なしに其時呼上げられた仕事を引受けね

ばならない。以前には村長の家で放牧地の割当も抽籤で決めたという<sup>(20)</sup>。

叙上、述べた家印は動産につけられたものであるが、筓漁共同体 *Reusengemeinschaft* では、筓漁を繋ぐ杭にも家印を刻み込んだし、村落共同体の共有牧場にも各人の区画を識別するため、家印を刻み込んだ棒杭を打込んだというから、家印は不動産の占有標識でもあったわけだ。

興味のあるのは墓石と家印の関係である。姓名の符号として家印の使用されている最古の例はヒッデン島の死者が凡て埋葬されている修道院の墓地にある一七〇〇年代の墓石で花崗岩や砂岩の漂石で作られていた。これらの岩は、絶壁の下の砂浜に多数散在している。更に石灰岩製の四角な墓石もあった。ある学徒は墓石群を年代学的に分類し、(1)家印だけつけてある墓石は最古のものであり、(2)家印の年号のあるものはそれより新らしく、(3)家印、碑文、及び行年の記されたものは最も新らしいと推定したが、これら三種類の墓石は十八世紀の前半には並存していたから、一概に何れが最古のものであるか、遽かに判定することは難かしいであろう。

次に家印の社会的な資料としての意義について述べてみたい。従来、家印の相続と関連して長子相続が主張されて来たが、家印をダーテンとしてこの問題を検討してみたい。『家屋敷の印』(『Die Haus-u. Hofmarken』)を著わしたホーマイアー *Hoyerer, C. G.* はヒッデンチャー島について次のように記している(一八九〇年)。「家印は……そのまま原記号として父方の家屋敷と共に長子に移転する<sup>(21)</sup>」。更にかれは先祖の記号が綿々として長子の系統を四世代に互って伝わったと言っている。ハースもホーマイアーの見解を踏襲しているが、ホーマイアーが自説の根拠とした系譜は、ノイエンドルフのガウ *Gau* 家のものであるが、これには家印とその所有者の姓名だけが記されていて、親族関係の記載がないのである。エッピングハウスはそこで、ホーマイアーの系譜を教会の記録簿、かれ自ら蒐集したガウ家に関する凡ゆる資料、漁夫シュトゥリエンフ *Striesow, Ernst* の所有にかかるガウ家の系譜等々を綿密に検討し、後者の系譜が、教会の記録簿によって裏書されることが分った。こうして作製したホーマイアーの系譜の補修系譜が第4図である。この表によると、ガウ家の相続は系譜Aでは八世代



に互って、また他の系譜では四、五、ないし六世代に互って行われているが、図表の上で長子相続が行われているのは僅かに四回、即ち A<sub>1</sub>, JOHANN JOACHIM; B<sub>1</sub>, JOH. HEINRICH ALBERT; C<sub>2</sub>, FRIEDRICH JACOB ERNST; E<sub>5</sub>, WOLTER SIEGFRIED である。それ以外で家印を相続したのは、第二、三、四、そしてある場合は五男 (E<sub>2</sub>, CLAS PETER KRONEMANN) である。更に図表に於いて漁夫 B<sub>1</sub>, CLAS JOACHIM GAU の三人の息子の後を辿ってみると C<sub>1</sub> の長子 JOACHIM THURROW は自己の世帯をつくり、次男 D<sub>1</sub>, JOHANN PETER も長男同様自己の世帯を作り、第三男 B<sub>2</sub>, JOHANN JACOB が父の家を相続している。こうして長子相続の伝統的な仮説は否定され、長子より若年の息子達が家印と家を継ぐことが明らかにされたのである。

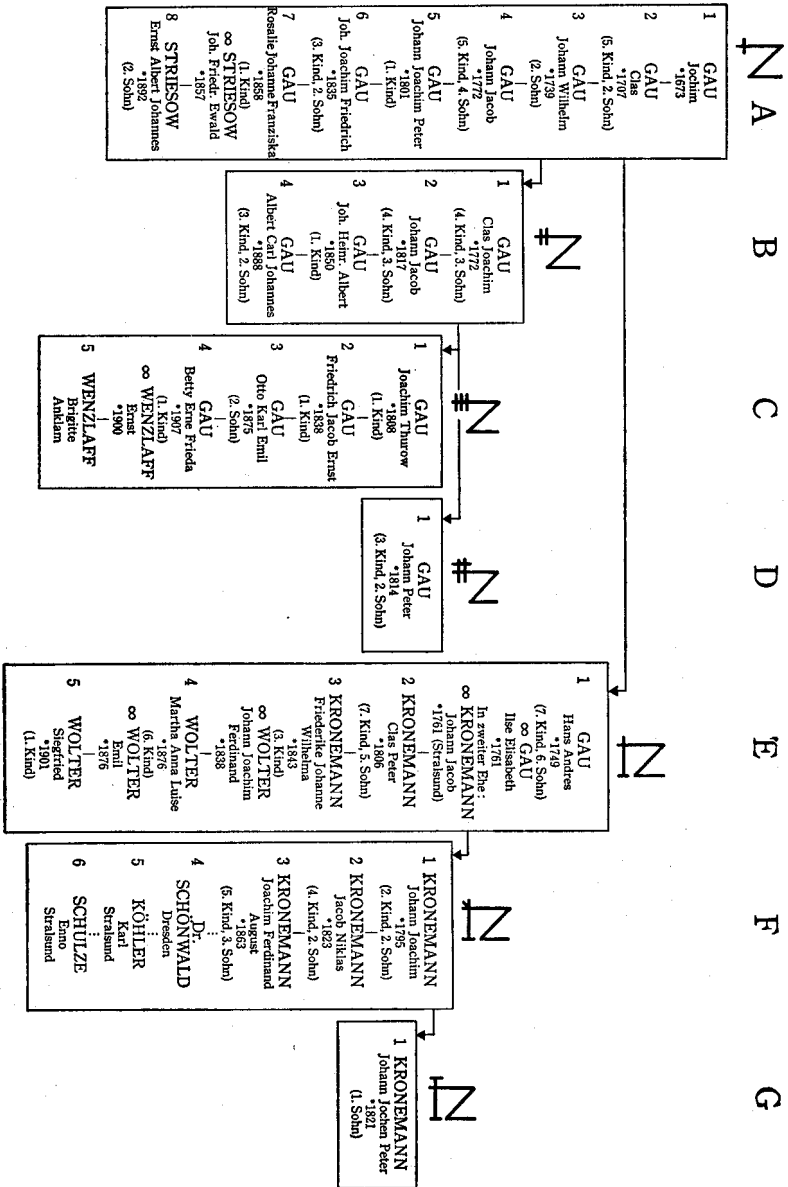
叙上 Hiddensee 島における家印の伝承を追求してきたが、家印の重要な機能は動産、不動産等一切の所有の記号であり、この標識を tragen する者は家族共同体の一切の財産の所有権者である。かつては、賃借地の請求権、共同利用の牧場の持分の上における請求権、島の領主に帰属する水域の漁業権も家に所屬していた。家屋

敷が所有者を変更する場合は、慣習法によって家印も Träger を交え、新所有者は家屋敷及び家財一切並びに、家に結びついた諸権利と共にこれら諸財の統一的象徴である家印を前所有者より継承する。家印はかかる意味に於いてその担手の人格に帰属するといった SEEGER の見解とは異り、家印は人に就かずして家につく猫の如き存在である。こうして、相続といふ、家印といふ、理念型と社会的な意味における『表現型』との間には、差異の存在することを認知せざるを得ないのである。

(1) Harris, Marvin. 1979. Cultural materialism: The struggle for a science of culture. New York: Random House. p. 36.

(2) Kuhn, H. J. 1930. Der Bildungswert der Geschichte. Langensalza: Hermann Beyer und Söhne. S. 29: vielmehr der Wert in die Wirklichkeit tief hineinragt und mit der Wirklichkeit zu einer neuen und eignen Gegenständlichkeit... zusammenrückt. Nicht durch das formale Prinzip der (S. 30) Wertbeziehung, welches lediglich der auf das "individuelle" eingestellten Interessensrichtung des Forschers entspringt und aus einer identischen Erlebniswirklichkeit heraus die Sinn-gegenständlichkeit formt, gewinnen wir eine sinnvolle

第4図 東独ノイエンドルフにおける Gau 家の家印の継承 (エッセン・グハウスに拠る)



(119) バルチック海沿岸に於ける農民の『木印』について

- und geschichtliche Kultur. 世界の歴史の発展の中心の  
 249-251. 1937. Das Eigentum in den  
 (3) Schmidt, Wilhelm. 1937. Das Eigentum in den  
 Urkulturen. Münster: Verlag der Aschendorffschen Ver-  
 lagsbuchhandlung. S. 284.  
 (4) Lowie, R. H. 1928. Incorporated property in pri-  
 mitive society. *Yale Law Journal*, Vol. 37, pp. 551-  
 63. 1937. Seagle, William. 1941. The quest for law.  
 New York. p. 50-4; Hoebel, E. A. 1954. The law of  
 primitive man: A study in comparative legal dynam-  
 ics. Cambridge: Harvard Univ. Press. p. 160-1. 422  
 は原始人に与ける無体財産を認める。Hoebel は第一  
 Andaman の歌謡の無体財産権の概念を以てしようとなす  
 水準の社会統制が行われたか明らかでない。たとえ統制が  
 設けられたとしてもそれは明らか法的な性格の  
 ではなく呪的宗教的な性格のものである。この未  
 開文化の特色は文化の諸領域の未分化にある。此  
 の領域は「経済」「宗教」「芸術」等の各領域と融合しよう。  
 Beweismittel の不足を以て未開文化のことは神話  
 的、或は das Numinose に依拠せねばならぬ。この点 God-  
 tesurteil である。
- (5) Thurnwald, R. 氏著。Thurnwald, R. Technik.  
 In: *Reallexikon der Vorgeschichte*, Hrsg. Max Ebert.  
 1929. Berlin: Walter de Gruyter. Bd. 13, S. 210ff.
- (6) Nippold, W. 1954. Die Anfänge des Eigentums  
 bei den Naturvölkern und die Entstehung des Privat-  
 eigentums. 's-Gravenhage: Mouton. S. 10.  
 (7) Ebenda, S. 12.  
 (8) Zastrow, B. von u. H. Vedder. 1930. Die Busch-  
 männer. In: E. Schultz-Ewerth u. L. Adam: Das  
 Eingeborenrecht. Stuttgart.  
 (9) Marshall, Lorna. 1976. Sharing, talking, and gi-  
 ving: Relief of social tensions among the !Kung. In:  
*Kalahari hunter-gatherers. Studies of the !Kung San  
 and their neighbors.* Eds. Richard B. Lee and Iren  
 DeVore. Cambridge, Massachusetts, and Lond.: Harvard  
 University Press. p. 366.  
 (10) Nippold, a. a. O. S. 13.  
 (11) Nishimura, A. 1971. Ishihibi: The oldest fishing  
 gear, its morphology and function. In: *Studia ethno-  
 graphica et folkloristica, in honorem Béla Gunda*, redi-  
 gerunt J. Szabadalvi-Z. Ujváry. Debrecen. Nishimura,  
 A. 1975. Cultural and social change in the modes of  
 ownership of stone tidal weirs. in: *Maritime adaptations  
 of the Pacific.* Eds. Richard W. Castree and George  
 Qumby. The Hague and Paris: Mouton.  
 (12) Weinert, Hans. 1951. Der geistige Aufstieg der  
 Menschheit vom Ursprung bis zur Gegenwart. Stutt-

- gart: Ferdinand Enke. S. 209.
- (7) Marshack, Alexander. 1972. The root of civilization: The cognitive beginnings of man's first art, symbol and notation. Lond.: Weidenfeld & Nicolson. p. 13.
- (14) Schmidt, W. A. a. O. S. 22-3.
- (15) Nishimura, A. 1964. Primitive fishing methods. In: *Ryukyuan culture and society*, Ed. Allan H. Smith. University of Hawaii Press. p. 69.
- (9) Wundt, Wilhelm. 1917. *Völkerpsychologie*. Leipzig: Alfred Kröner. Bd. 8, S. 992f.
- (17) Nippold, a. a. O. S. 22.
- (81) Nippold, a. a. O. S. 10.
- (51) 柳田国男『北小浦民俗誌』『定本柳田国男集』第二十五卷'一九七九年'東京'筑摩書房'四一一頁。
- (20) 柳田国男'前同書四〇六頁。柴田勝徳・山口和雄『鹽竈前漁村探訪記』(鹽竈調査報告書第一)東京'ナタム・マナー'一九七一年。
- (12) Schmidt, A. a. O. S. 22, 38.
- (22) Kucharska, Jadwiga. 1971. *Przemiany struktury społeczno-zawodowej wsi kaszubskich w XX wieku*. Wrocław, Warszawa, Kraków, Gdańsk: Zakład Narodowy Imienia Ossolińskich Wydawnictwo Polskiej Akademii Nauk. s. 46-125.
- (23) Ropielewski, Andrzej. 1960. Merki rybaków morskich wybrzeża gdańskiego. *Prace Morskiego Instytutu Rybackiego w Gdyni*. Nr 11/B, s. 45.
- (24) Homeyer, C. G. 1890. *Die Haus- und Hofmarken*. Berlin.
- (25) Gołębiewski, H. 1888. *Obrazki rybactwa*. Pęplin.
- (26) Bronisch, G. 1895. *Sitzungsberichte der Altertums-gesellschaft Prussia*. Heft 19. Königsberg.
- (27) Schnppel, E. 1904. *Fischmarken und Gabelkronen aus Hela*. *Zeitschrift des westpreussischen Geschichtsvereins*, Heft XLVII. Danzig.
- (28) Seegeer, Pfarrer. Hela: *Geschichtliches über seine Vergangenheit und seine Bewohner und Kulturgeschichtliches über seine Fischerei und seine Fischermarken*. Mitteilungen der Seefischerei Verein. Bd. 26, S. 95-119.
- (29) Namysłowski, P. 1925. *Merki rybaków pomorskich*. Rocznik Heraldyczny, Tom. VII. Kraków.
- (30) Jazdzewski, K. 1935. *Charakterystyka wczesno-sredniowiecznych warstw kulturowych w wykopie głównym na stanowisku I w Gdańsku*. *Studia Wczesno-sredniowieczne*, Tom III. Warszawa-Wrocław.
- (31) Kmieciński, J. 1955. *Sprzęt rybactki i organizacja rybołówstwa w Gdańsku*, w XII i II w. w świetle prac wykopaliskowych w latach 1948-1951. *Studia*

Wczesno-średniowieczne. Tom III. Warszawa-Wrocław.

- (32) Kucharska, Jadwiga i Batorowicz, Z. Rybołówstwo przybrzeżne w Kuznicy. Studia i materiały do historii i kultury wsi polskiej w XIX i XX w. Wrocław. Kucharska, Jadwiga. 1958. Tradycyjna organizacja rybołówstwa zespołowego na wybrzeżu Kaszubskim. Wrocław-Warszawa-Kraków.
- (33) Swierkosz, A. 1948. "Merki". Zagadkowe znaki rybackie. Kalendarz rybacki na rok 1949. Gdynia.
- (34) Ropelowski, A. Op. cit., s. 46.
- (35) Tarnze, s. 46.
- (36) Ropelowski, op. cit., s. 48-9.
- (37) Knieciński, J., o. cit.
- (38) Reche, O. 1926. Germanen. In: *Reallexikon der Vorgeschichte*, hrsg. von Max Ebert. Berlin: Walter de Gruyten. Bd. 4, 1. Hälfte, S. 284.
- (39) Tacitus, Publius Cornelius: Germania. Hrsg. übersetzt u. mit Erläuterungen versehen v. Eugen Fehle. München: J. F. Lehmanns Verlag. 1935. S. 12.
- (40) Ebenda, S. 81.
- (41) Vgl. Reche, O. 1928. Slaven. B. Sprache. In: *Reallexikon der Vorgeschichte*, hrsg. von Max Ebert. Berlin: Walter de Gruyter. Bd. 12, S. 284ff. Reche Bd. 12,

にはたと東独に向けてスラヴ人が多数移動を始めたのは六世紀であるという。勿論東方は無人に近い過疎地域であったことが、そこにゲルマンが少数ながら居住していたことは、スラヴ語の中におけるゲルマンの地名から推定できる。その後スランチナビエ半島からゲルマンが侵入してきた(十二世紀)ドノム騎士団が十四世紀にはグタムスタ辺りに進出したことから、スラヴ特有のキチーフも有った漁民の近有標識の消滅は叙上の歴史的發展と関係があるものと頭々認められる。近 Ancel Jacques: 1947. Slaves et Germains. Paris: Armand Collin (日本後刷訳)一九六五(東京:弘文館)は簡単なゲルマンとスラヴの歴史的關係を知るに便せぬ。

- (42) Kucharska, 1958. op. cit. s. 64 f. Ropelowski, op. cit., s. 53.
- (43) Gotebiewski, H. 1888. Orazki rybackie. skreśliti ksiądz ongiś rybcki H. G., Pelphin.
- (44) Lorenz, F. 1958. Pomoranisches Wörterbuch. Bd. 1. Veröffentlichung des Instituts für Slavistik, hrsg. v. H. H. Bielfeld. Sonderreihe „Winterbücher“ Akademie Verlag (Berlin): Segger, P. Ebeda. Wünsche, H. 1904. Studien auf Halbinsel Hela. Dresden.
- (45) Kucharska, Jadwiga. 1965. Przybrzeżne rybołówstwo zespołowe na kaszubach. Metodi i wyniki badań, Lud Tom XLIX, Polskie Towarzystwo Ludoznawcze,

Wrocław, s. 21-39.

- (4) Kucharska, Jadwiga. 1968. Tradycyjna organizacja rybołówstwa zespołowego na wybrzeżu Kaszubskim. Zakład Narodowy Imienia Ossolińskich Wydawnictwo Polskiej Akademii Nauk, s. 56.
- (4) Mensing, O. 1931. Schleswig-Holsteinisches Wörterbuch. Bd. 3. Neumünster.
- (4) Schiller, K. u. Lübben, A. 1877. Mittel-Niederdeutsches Wörterbuch, Bd. 3. Stralsund.
- (4) Dähnert, J. C. 1781. Platt-Deutsches Wörterbuch, nach der alten neuen Pommerischen u. Rügischen Mundart. Stralsund. S. 300.
- (5) Frischbier, H. 1883. Preussisches Wörterbuch ost-n-west preussische Provinzialismen. Berlin. S. 56.
- (5) Kucharska. 1968. Op. cit., s. 56.
- (5) Kucharska. 1968. Tancé, s. 59; Dieselbe. 1972. Traditionelle Fanggemeinschaften im Prozess der Veränderung: Conference of European Fishing Specialists, held on 2-4, XII, 1972, S. 7.
- (5) Tymieniecki, K. 1951. Ziemie polskie w starożytności: Ludy i kultury najdawniejsze. Poznań. s. 732.
- (5) Labuda, G. 1954. Inwentarze starostw puckiego i kościerskiego z XVII wieku, Toruń. s. 97.
- (5) Schultz, F. Die Geschichte der Kreise Neustadt und Putzig. S. 323.
- (5) Kucharska. 1968. s. 69; Ibid. 1976. Zur Problematik der Fischgesellschaft im Ostseeraum. Einige Bemerkungen zur vergleichenden Forschung über die ökonomisch-soziale Position der Fischer.
- (5) Hiddensee 420 2 4 Bügelreusen, 4 大綱の釣網 Kammerreusen 420 2 4° (Pesch, R. 1961. A. a. O. S. 180), 420 2 4° (Pesch, R. 1961. A. a. O. S. 180), 420 2 4° (Rounsefell, G. A. 1953. Fishery Science. Its methods and applications. Lond. & New York: John Willy & Sons. p. 151; Brand, Andres von. 1972. Revised and enlarged Fish Catching Methods of the World. Lond.: Fishing News Co. p. 101). fyke 420 2 4° 網 (綱) の同義語 420 2 4° 網と訳すのは誤り 420 2 4° 網。日本では田網 (長棟陣友『最新漁撈学』一九四八年、東京、厚井屋、二二二頁)、『長袋網 (斗籠 Rounsefell の訳者佐藤源郎) 420 2 4° 網 (『日本水産総論』一九二二年、東京、水産書院、上、三三三頁) の『網袋』 420 2 4° 網に表現 420 2 4° 網の『ハニ網』 420 2 4° 網を指す。
- (5) Kucharska. 1968. Op. cit., s. 63.
- (5) Seeger, P. 1910. A. a. O. S. 95ff.
- (5) Homeyer, C. G. 1890. Die Haus-u. Hofmarken. Berlin.

- (17) Haas, Alfred. Beiträge zur Geschichte der Stadt Bergen auf Rügen. Bergen a. Rügen o. J. (Gedruckt als Beilage zum „Anzeiger für die Stadt Bergen und die Insel Rügen“, 1893).
- (18) Heilborn, Adolf. 1900. Zur Volkskunde von Hiddensee. In: *Giobus*. Bd. 78. S. 381-6.
- (19) Segerbrecht, Fr. Wilhelm. 1912. Die Insel Hiddensee. Vite (Selbstvertrag). S. 87ff.
- (20) Spruth. Pommerns heutige Hausmarken. In: *Baltische Studien*, Neue Folge, Bd. 41. S. 192ff.
- (21) Ebbinghaus, K. 1961. Die Hausmarken auf Hiddensee. In: *Die Fischkommunen auf Rügen und Hiddensee*, verfasst von Peesch, Reinhard. Berlin: Akademie-Verlag. S. 274-5..
- (22) Ebenda.
- (23) Normann, 1896. Das Rügische Landrecht des Mathaeus Normann nach den kürzeren Handschriften.

- Hg. von der Gesellschaft für Pommersche Geschichte und Altertumskunde. Bearbeitet von Georg Fromhold. Stettin.
- (24) Trier-Koblenz Meyer, Georg Jacob. 1958. Hausmarken u. Hausmarkenbrauchtum im Trier-Koblenzer Raum. In: *Rheinisches Jahrbuch für Volkskunde*. Bd. IX. S. 7-27.
- (25) Segebrecht, Fr. 1912. A. a. O. S. 87ff.
- (26) Gustavs, Arnold. Insel Hiddensee. Ein Heimatbuch. Rostock o. J. S. 73ff.
- (27) Ebbinghaus, K. 1961. A. a. O. S. 281.
- (28) Homeyer, C. G. 1890. A. a. O. S. 68.
- (29) Haas, Alfred. 1896. A. a. O. S. 26.

非特動議院とて二十年以上は西の御事情を添うした一橋  
 大学当局並びに学生諸君との拙論を捧ちて、感謝の微意を  
 披瀝したる。(一九八〇・一一・一五)

(早稲田大学名誉教授)